

第12次船橋市交通安全計画（令和8年度～令和12年度）（案） 基本的な考え方

第一 計画の性格

第12次船橋市交通安全計画（以下「本計画」という。）は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）を根拠とし、千葉県が策定する第12次交通安全計画に基づいて策定する計画です。

第二 計画策定の趣旨

本市の交通安全計画は、第1次計画が策定された昭和46年度から実施され、県が定める交通安全計画に基づき5年ごとに計画を改定しています。令和3年度を初年度とする第11次計画は令和7年度で計画期間が終了することから、令和8年度から始まる第12次計画を新たに策定するものです。

第三 計画の基本理念

人命尊重の理念のもとに、総合的かつ長期的な交通安全施策を実施し、交通事故のない「人もまちも輝く笑顔あふれる船橋」を目指します。

第四 計画期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年間とします。

第五 計画策定のプロセス

本計画は、船橋市総合計画をはじめ、船橋市自転車活用推進計画などとの整合性を図るとともに、広く市民に浸透し、実効性のある計画とするため、船橋市交通安全対策会議の各委員等からの様々な意見を集約し策定しています。

なお、同会議において、毎年度各施策の実施状況を把握し、進捗状況の確認を行います。

第六 計画の推進

計画施策を着実に推進するとともに、関係機関や交通関係団体等で組織する船橋市交通安全対策会議を中心として、総合的、一体的な交通安全対策を推進します。

※ 参考

「第11次船橋市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）」の目標

令和7年度までに死者数年間5人以下、負傷者数年間1,300人以下

表：交通事故発生件数等（令和3年～令和7年）

